

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月6日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。



専決第4号

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
 標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第  
 1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

八幡浜市都市計画税条例（平成17年条例第59号）の一部を次のように改正  
 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
 示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対  
 応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正  
 前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第39項に規定する市町村の                      条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第44項に規定する市町村の                      条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第45項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成                      29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>9・10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に                      係る平成27年度から平成29年度までの各年                      度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調                      整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分                      の都市計画税の課税標準となるべき価格に10                      分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p><u>6</u> 法附則第15条第36項に規定する市町村の                      条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第42項に規定する市町村の                      条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成27年度から平成                      29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8・9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に                      係る平成27年度から平成29年度までの各年                      度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調                      整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分                      の都市計画税の課税標準となるべき価格に10                      分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分</p>

の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1.3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.4 (略)

1.5 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に

の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.3 (略)

1.4 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に

<p>規定するところによる。</p> <p><u>16</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p><u>17</u> (略)</p>	<p>規定するところによる。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項</u>若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p><u>16</u> (略)</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を附則第6項とし、同項の次に2項を加える改正規定（附則第8項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の八幡浜市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

